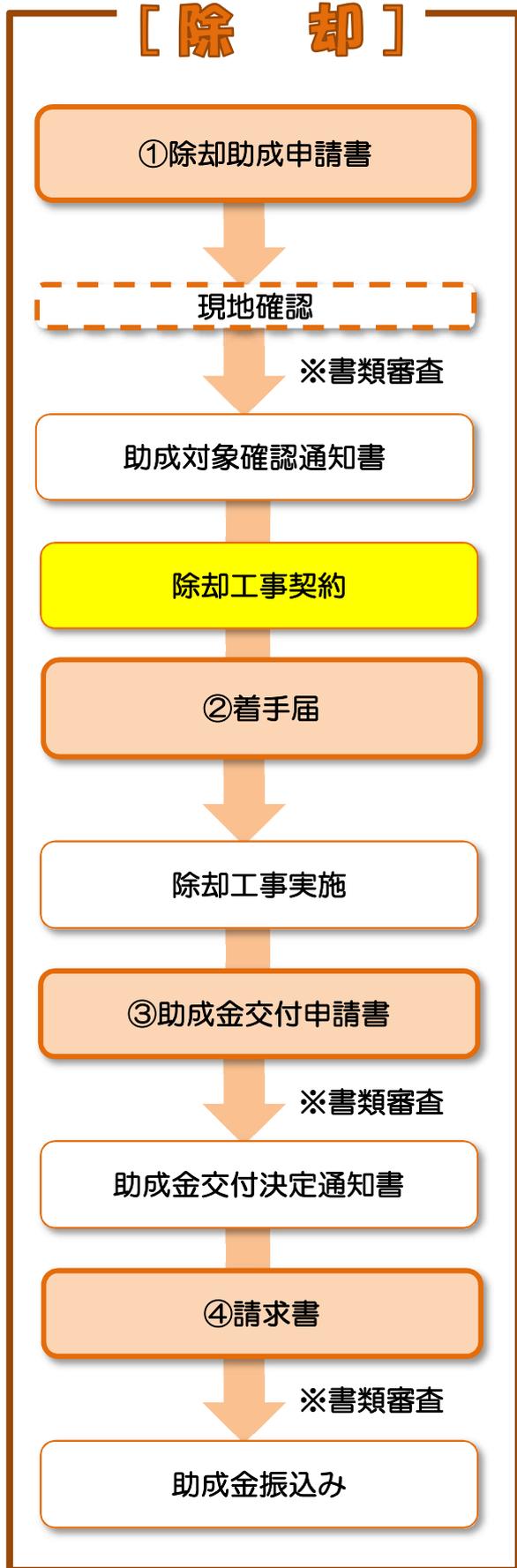


# 除却助成の流れ



## [ 除 却 ]



### ①除却助成申請書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成申請書【除却】
- 建物の全部事項証明書（3ヶ月以内の写し）
- 固定資産税納税通知書および課税明細書（写し）
- 敷地を含む建物全体の写真\*1（一週間以内の日付入り）

※1共同住宅での申請の場合、共用部分の分かる写真・図面等を追加

- 建物の所在が分かる地図
- 見積書の明細（内訳書を含む写し）
- 委任状（所有者が複数の場合）
- 誰でもできるわが家の耐震診断（簡易耐震診断の場合）

### ②着手届の提出

- 耐震改修工事等着手届【除却】
- 除却工事の請負契約書（写し）

### ③除却助成金交付申請書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書【除却】
- 除却工事費用に係る領収書（写し）
- 除却工事が実施されたことが確認できる写真\*2

※2①で提出した写真と比較できるように撮影した日付入り

### ④請求書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成金交付請求書（押印必須）

※必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

書類審査には概ね**2週間**  
請求書の提出から  
振込までには概ね**1.5ヶ月**かかります。  
早めの手続をお願いします。  
各年度毎に**申請の期限**があります。



お問合せ先



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階  
電話：03-5742-6634 FAX：03-5742-6898